

（趣旨）

第 1 条 この規則は、株式会社フェアチャイルド・コンタクト 岡山県岡山市北区今四丁目 9 番 2 3 号（以下「事業者」という）の規定に基づき、訪問看護ココロステーションミモの（以下「ステーション」という）事業の適正な運営及び利用者に対する適切な看護の提供を確保するため必要な事項を定めるものとする。

2 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名称：訪問看護ココロステーションミモ 所在地：岡山市北区今七丁目 23 番 25 号
- （2） 名称：訪問看護ココロステーションミモ倉敷サテライト 所在地：倉敷市福島 33-12
- （3） 両事業所の連絡先：訪問看護ステーション代表 086-239-7300、事業者代表 086-239-7200

（事業の目的）

第 2 条 この事業の対象者は、原則 NICU（新生児集中治療室）退院後の利用者とする。この事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が、対象者の疾病等により家庭において高度な医学的管理下にて継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の利用を必要と認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第 3 条 ステーションの看護師等は、対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持及び回復等を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（職員）

第 4 条 ステーションに次の各号に掲げる職員（以下「職員」という）を 3 名以上置く。

- （1） 管理者
- （2） 保健師又は看護師（以下「看護職員」という）
- （3） 理学療法士、作業療法士又は言語療法士（以下「理学療法士等」という）
- （4） その他事業実施に必要な職員

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、看護ステーションの従業員の管理及び利用の申込みについての調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。また、看護ステーションの職員に運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 看護職員は、適切な訪問看護を行うため、主治医との連携、訪問看護計画書及び報告書の作成、緊急時の主治医との連絡等必要な措置を行うものとする。
- (3) 理学療法士等は、適切な訪問看護を行うため、主治医との連携、訪問看護計画書及び報告書の作成、緊急時の主治医との連絡等必要な措置を行うものとする。

(研修)

第6条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次の各号に掲げるとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(個人情報の守秘義務)

第7条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

2 事業者は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を事業所管理者とする。
- (2) 虐待防止対策委員会を設置し、対応を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止を啓蒙・普及するための研修を年1回以上実施する。
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(営業日)

第9条 ステーションの営業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から1月3日まで、及び8月15日、12月30日、31日を除く日とする。

2 ステーションの営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

3 ステーションは、24時間対応が可能な体制とする。

(通常の事業実施区域)

第10条 通常の事業実施区域は、下記の市区町と区域とする。

- (1) 岡山市の内、中区 南区 北区（山陽自動車道以南にあたる区域および加茂小学校区の一部）
- (2) 倉敷市の内、次の小学校区
（倉敷東、倉敷西、老松、万寿、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中州、中島、粒江、中庄、帯江、菅生、豊洲、庄、茶屋町、西阿知、第二福田、第四福田、連島西浦、連島神亀、連島東、連島北、霞丘、水島、旭丘、天城）
- (3) 総社市の内、次の小学校区（総社、総社中央、総社北、常盤、総社東、山手、清音）
- (4) 早島町全域

(訪問看護の内容)

第11条 看護師等の行う訪問看護は、次に掲げる方針に従い実施するものとする。

- (1) 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - (2) 懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は、わかりやすく指導する。
 - (3) 常に医学の立場を堅持し、利用者の心身状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して適切な指導を行う。
 - (4) 利用者の日常生活及び家庭環境を十分把握し、利用者又はその家族に対して適切な指導をする。
- 2 訪問看護の内容は、次のとおりとする。
- (1) 病状及び障害の観察
 - (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防及び処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 超重症児および準ずる病態患者の看護

- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) その他必要な事項及び関係機関との連絡調整
- (12) 訪問看護記録と主治の医師への報告

(利用料)

第 12 条 訪問看護を提供した場合は、基本利用料金として、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び医療保険各法に定める一部負担金を徴収するものとする。（別紙：利用料金表）

2 営業時間内の訪問看護の実施時間は、おおむね 30 分から 1 時間 30 分（90 分）を標準とするが、訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ることとする。

3 利用者の申出により、次の各号に定める訪問看護（ただし医療保険に基づく診療報酬との同時料金徴収が認められない訪問看護を除く）を提供した場合は、当該各号に定める額を加算するものとする。（消費税別）（30 分未満の場合は、30 分に切り上げて加算）

- (1) 営業時間内で 90 分を超えて訪問看護を提供した場合は、30 分ごとに 1,800 円
- (2) 営業時間外の訪問看護を提供した場合は、30 分ごとに 700 円
- (3) 営業時間外の深夜（午後 10 時～午前 6 時）に訪問看護を提供した場合は、(2)+1 訪問 2,500 円
- (4) 営業日以外の日（次の営業開始まで）に訪問看護を提供した場合は、30 分ごとに 1,800 円
- (5) 営業日以外で 60 分を超えて訪問看護を提供した場合は、(4)+30 分ごとに 1,800 円
- (6) 営業日以外の深夜（午後 10 時～午前 6 時）に訪問看護を提供した場合は、(4)(5)+1 訪問 2,500 円

4 事業者は、医療保険適用外の者や医療保険適応がない訪問サービスを実施した場合は、別に料金を定める。

(キャンセル料)

第 13 条 病態の急変等、緊急やむを得ない事態を除く利用者の事情でサービスが提供出来ない場合、事業者はキャンセル料を徴収する。（消費税別）

- (1) サービス利用日の前日（営業時間内）までに中止や延期または相談の連絡があった場合は無料
- (2) サービス利用日の当日（営業時間内）サービス利用時間までに連絡があった場合 2,500 円

- (3) サービス利用時間までに連絡がなかった場合、サービス計画に基づく保険請求額相当（10割）

（利用料金の納入方法）

第 14 条 利用者は、利用料金を事業者の定める方法により納入期限までに納付しなければならない。

（交通費等）

第 15 条 自動車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む）による訪問看護を行う場合は、それに要する交通費（別紙：利用料金表 別表 1）を訪問の回数に応じて徴収する。

- 2 訪問に際し、公共交通機関（タクシーを含む）を利用した場合は、実費を徴収する。
- 3 訪問に際し、自動車の駐車に要する費用が発生する場合は、駐車料金の実費を徴収する。
- 4 訪問に際し、緊急時あるいは遠隔地等により事業者が必要と認めた場合に利用した、有料自動車道路の料金の実費を徴収する。

（訪問看護の提供方法）

第 16 条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護利用希望者が主治の医師に申し込み、主治の医師が交付した訪問看護指示書に基づいて看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治の医師に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治の医師がいない場合は、主治の医師を決めて申し込むよう指導する。

（訪問看護の実施方法）

第 17 条 看護ステーションは、主治医からの訪問看護指示書、老人訪問看護指示書又は精神訪問看護指示書及び利用者の申込書に基づき、関係機関と調整した後に訪問看護計画又は精神訪問看護計画を定めるものとする。

- 2 訪問看護の開始に当たっては、利用者、その家族若しくは親族又は後見人が選任されている場合にはその後見人（以下「利用者等」という）に対し、契約書及び重要事項説明書によりサービス内容を説明し、了解を得た後に契約を締結するものとする。
- 3 訪問看護の提供に当たっては、訪問看護師としての身分証明書を携帯するものとし、関係者の要請に応じて提示するものとする。

(訪問看護の終了)

第 18 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問看護を終了するものとする。

- (1) 入院及び治療を必要とするとき。
- (2) 職員に対して、暴行若しくは脅迫の行為又はそのおそれがあるとき。
- (3) 訪問看護の対象者でなくなったとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、訪問看護に支障があると認められたとき。
- (5) 別に定める契約期間（別表 2）が満了したとき。

2 訪問看護を終了する場合は、利用者等に対して適切な指導を行うとともに、訪問看護終了通知書により、主治医及び利用者等に通知するものとする。

(緊急時の対応)

第 19 条 利用者の緊急事態の発生に備え、次に掲げる事項について、主治医及び関係機関との協力体制を確立するものとする。

- (1) 訪問看護の提供時間中に症状が急変した場合は、速やかに主治医に連絡しその指示に従うものとし、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 訪問看護の提供時間外に症状が急変した場合は、利用者等が主治医に連絡し、必要な措置が受けられるよう指導するものとする。

(関係機関との連携)

第 20 条 訪問看護事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、保健・福祉・医療の各関係機関との密接な連携を図るものとする。

2 各種情報の提供に関し、訪問看護情報提供書によるもの以外に必要なが生じたときは、随時関係機関と調整を行うものとする。

(記録保存)

第 21 条 訪問看護業務の記録は、次によるものとする。

- (1) 管理記録
 - ア 事業日誌
 - イ 職員の勤務、給与、研修等に関する記録
 - ウ 月間及び年間の事業計画表
 - エ 事業実施計画表
- (2) 訪問看護に関する記録
 - ア 看護記録書

- イ 看護指示書
- ウ 看護計画書
- エ 看護報告書
- オ 看護情報提供書
- カ その他必要な記録書

(3) 会計経理に関する記録

(4) 備品に関する記録

2 訪問看護業務に必要な書類、記録等はサービス提供の完結（第 18 条 訪問看護の終了）の日から起算して、整備し 5 年間保存する。

(苦情処理)

第 22 条 事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに必要な措置を速やかに講ずるものとする。

3 事業者は、提供した訪問看護サービスに関し、監督機関が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該機関の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して監督機関が行なう調査に協力するとともに、監督機関から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、監督機関からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を速やかに報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 23 条 事業者は、提供した訪問看護サービスにより利用者の身体に重大な影響を与える事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等、主治の医師、各関係機関、監督機関等に連絡を行う。

2 事業者は、訪問看護サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険（ステーション賠償責任保険）日本訪問看護財団）に加入する。

（身体拘束防止）

第 24 条 事業者は、利用者の権利を尊重し、身体拘束その他の行動制限を原則として行わない。利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止し、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- （1） 身体拘束は「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件をすべて満たす場合に限り、最小限の範囲で実施する。身体拘束を行う場合は、理由・方法・時間・解除状況等を記録する。
- （2） 身体拘束の適正化のため対策を定期的に検討し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- （3） 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （4） 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

（業務継続計画）

第 25 条 事業者は、自然災害・感染症その他の緊急事態において利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- （1） 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- （2） 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他）

第 26 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、事業者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 1 日より岡山事業所住所変更のため一部改訂。

この規定は、令和 8 年 8 月 1 日 一部改定。

- （1） 虐待防止に関する事項の変更
- （2） 身体拘束防止に関する規定の新設
- （3） 事業継続計画（BCP）に関する規定の新設

別表 1 (材料費・交通費等)

[illegible]

※1 利用者の納付額は、上表金額に消費税を加算した額とする。

※2 医師の指示に基づく指定訪問看護の提供に要するものを除く。医師から提供された量を超えて衛生材料等の使用を利用者が希望した場合や、緊急やむを得ない場合等のみ実費を徴収する。

※3 運営規則第15条2項、3項、4項に該当する場合は実費を徴収する。

別表 2 (契約期間)

契約期間の期限	18 歳に達した年度末まで※ 1（訪問看護指示書の定める期限※ 2）
---------	------------------------------------

※1 本契約の期限は、対象者が満18歳に達した後の最初の3月31日（18歳を迎える年度末）までとする。

※2 対象者の主治医が交付する「訪問看護指示書」が定める指示期間が満了しかつ更新されない場合、※1に定める契約期間の期限内であっても契約は終了するものとする。